

どこまで使える 派遣法改正案

◎政治主導で法案を閣議決定

3月19日、派遣法改正案が閣議決定されました。製造派遣や登録型派遣の原則禁止が法案の骨子となっています。厚生労働省の原案には、こっそり盛り込まれていた自公政権時代の改正案・「事前面接の解禁」についても、最終的には政治主導で削除されました。これからこの法案が国会で審議されていきます。

◎派遣法改正案を現場の実態に即してチェックします

さて、そこで一番の問題は、この派遣法改正案が派遣社員にとって使えるのかということです。「事前面接の解禁」は皆の努力で削除されたものの、派遣先の責任強化の項目がないことや、製造業派遣や登録型派遣の禁止に大きな例外が設けられていることなど、改正案には抜け穴というべき多くの問題点があります。

今回の集会では、改正案が成立すると現場はどう変わるのか、派遣労働者、弁護士がケースごとに検討し、改正案の問題点を明らかにして、よりよい改正案に向けた提案を行っていきたいと思います。

派遣法抜本改正のために、まだまだ沢山の方の力が必要です。ひとりでも多くの方のご参集をよろしくお願ひします。

日時：4月20日（火）11:00～13:00（10:30開場）

場所：衆議院第一議員会館第2会議室

<当日のプログラム>

- (1) 派遣法改正案の問題点：水口洋介弁護士（日本労働弁護団幹事長）
- (2) 派遣法改正案で現場はどうなるか：派遣労働者の現場報告、弁護士解説
- (3) 派遣法をめぐるこの間の経過報告：関根秀一郎（派遣ユニオン書記長）
- (4) 各党議員から発言
- (5) 会場からの発言
- (6) 今後の取り組みについて

労働者派遣法の抜本改正をめざす共同行動

連絡先：千代田区岩本町3-6-5 木所ビル全日本建設運輸連帯労働組合気付

TEL 03-5820-0868 FAX 03-5820-0870